

はしがき

本書のねらいは、企業活動に密接にかかわる諸法の分析を通じて、発展途上国の市場経済化ないし経済自由化の現状と、その過程で現われている諸問題を、法的な観点から論じようというものである。

1980年代後半以降、国内市場を対外的・対内的に開放するという政策が、自主的に採用された場合であれ、国際機関の圧力によって構造調整を受け入れた結果であれ、途上国の開発過程において、顕著に指向されまた実施された。途上国におけるこのような政策や経済構造の変化についての紹介や分析は数多く、さまざまな事柄が明らかにされてきた。

しかし、多くの議論において市場経済化における法制度改革の重要性は指摘されているものの、途上国の法制度自体を対象とする研究はきわめて少ない。市場経済化に伴う法制度の改革や整備はどの程度進んでいるのか、法制度と現実との乖離が問題となっていないか、各国の発展段階や社会状況に応じてどのような違いがみられるのか、一口に法制度といっても研究すべき対象は広範でありかつ奥深いものである。本書がこのような間隙を少しでも埋めるものとなることを願う。

本書は、アジア経済研究所経済協力調査事業の一環として、平成10年度に実施した「途上国の市場経済化と企業活動法の対応」に関する研究会の成果である。

本研究会は、エマージング・マーケットに属する発展途上地域を対象に、

各国の市場システムを支える法制度的枠組みを調査・研究する意図をもって発足した。対象となる法分野は、(1)市場システムの導入に対応した法、例えば会社法、破産法、独占禁止法などと、(2)市場システムの導入後における社会的な公正さに対応した法、例えば労働法、環境法、消費者法などに大別できる。本書は、(1)にあたる部分であり、(2)にあたる部分については、平成11年度の研究会として実施し、近く成果を公にする予定である。なお、本研究会の終了は1998年3月であるが、途上国の市場経済化と法制度をめぐる動きは激しく、それ以後も加筆訂正を加えた場合がある。

最後に、発展途上国の法制度研究に関心をもち、執筆を快くお引き受けいただいた委員各氏に対して深く感謝申し上げたい。また、本書を作成するにあたり、内外の多くの識者から貴重な意見および情報の提供を受けた。この場を借りて、これらの方々に深く謝意を表したい。

なお、本研究会はもともとアジアとラテンアメリカを対象とするものであった。しかし、残念なことに、研究会発足の中心メンバーの1人であり、ブラジルを担当する予定であった矢谷通朗委員が研究会半ばに急逝された。そのために、本書の構成はアジア諸国を中心とし、メキシコを対象とする石井論文は補論として収録した。故矢谷委員はラテンアメリカ法研究を専門とされ、その発展に貢献されてきた。委員一同ここにご冥福を祈る。

本研究会の参加者は以下のとおりである。

- 主 査：小 林 昌 之 (アジア経済研究所経済協力研究部)
 幹 事：佐 藤 創 (アジア経済研究所経済協力研究部)
 委 員：石 井 陽 一 (神奈川大学外国語学部教授)
 石 田 暁 恵 (アジア経済研究所経済協力研究部主任研究員)
 今 泉 慎 也 (アジア経済研究所経済協力研究部)
 杉 浦 孝 昌 (國士館大学文学部非常勤講師)

ほん じょう のぼる
本 城 昇 (埼玉大学経済学部教授)

や たに みち ろう
矢 谷 通 朗 (前アジア経済研究所研究企画部研究事業開発課)

やま だ み わ
オブザーバー：山 田 美 和 (アジア経済研究所経済協力研究部)

(敬称略)

2000年1月

編 者